

財産損失の税前控除

～ 内資企業向けの新弁法と外商投資企業における取扱い ～

2005年8月9日付けで、『企業財産損失所得税税前控除管理弁法（国家税務総局令13号）』が公布され、9月1日より施行されています。この新弁法は、財産損失について企業所得税の税前控除（損金算入）をする際の審査認可をすべき財産損失の明記、財産損失の認定及びその証拠について明記されおり、これまで不明確であった部分が明確かつ詳細に記載されており実務上非常に有用な通知です。

ただし、当弁法は内資企業に適用される『中華人民共和国企業所得税暫定条例』に関連する通知であるため、残念ながら外商投資企業には適用されるものではありません。

外商投資企業の財産損失に関する取扱いは、『外商投資企業、外国企業及び外国籍個人に係わる税務行政審査項目の取り消し及び移管後の管理問題に関する通知』（国税発〔2004〕第80号）で規定されています。

外商投資企業における財産損失の取扱い

1. 貸倒損失

税務上貸倒損失として税前控除が認められるのは、以下の要件を具備する場合に限られます。（外国投資企業・外国企業所得税法実施細則第26条）

- （1）債務者の破産又は死亡において、破産者又は故人の財産・遺産によっても回収できない貸金
- （2）債務者が期日を過ぎても債務返済義務を履行せず。回収期限が2年を過ぎても回収できない貸金

上記要件を具備する場合には、税前控除が認められるが、企業所得税申告書提出時に貸倒損失の原因についての説明書及び有効な証明書類を提供しなければ

ならないとされています。また、税務局は厳格な審査を行い規定条件に合致しない、又は、証明書類が提供されない場合には、申告済みの税前控除額について否認されます。(国税発[2004]第80号)

2. 財産損失

課税年度内の生産・経営過程において発生した固定資産及び流動資産の評価減、毀損、廃棄に基づく損失、貸倒れ、及び自然災害による不可抗力の特別損失については、税務機関の認可をもって税前控除が可能です。

この場合、年度確定申告書を提出する際に下記関係書類を提出しなければならず、所轄税務機関は当該財産損失について重点的に審査を行い、状況説明資料や証拠資料を提出しない場合には、申告済みの税前控除について否認されます。(国税発[2004]第80号)

確定申告書に添付する書類

- ・ 財産損失の種類、程度、数量、価格、損失理由、控除期限等についての説明書
- ・ 企業内部関連部門による資産損失鑑定証明資料等
- ・ 企業の外部要因による資産損失の場合、当該起因者が発行した資産損失証明資料

3. やっぱり事前確認が必要!?

外商投資企業は、財産損失について確定申告時にはとりあえずは税前控除を認めるものの、審査の結果不相当と認められる場合や、提出書類に不備がある場合には否認される可能性があります。

規定上、関連書類の事後提出とされていますが、否認されるリスクを軽減するためにも可能な限り事前確認をされる方が賢明かもしれません。

また、国税発[2004]第80号が施行される前は、財産損失の税前控除は事前承認制とされていましたが、当通知施行後も実質的には事前承認を求める税務局もいくつか存在しますのでご注意ください。

財産損失処理を検討される会社は、しっかりとした情報確認のもと、税務局が要求する書類を不足なく用意できるよう早めに準備される方が良いでしょう。

(完)